

質問に対する回答について  
工事名）東北自動車道 和賀川橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>工事用材料の搬入についてお伺いします。</p> <p>和賀川橋の左岸側の橋の下に工事用車両が入って、橋上に材料を供給する作業をすることは可能でしょうか？</p> <p>また、右岸側の「北上市民ゴルフ場」の脇の道路を工事用道路として利用して材料を搬入し、橋上に材料供給する作業をすることは可能でしょうか？</p> <p>同様に衣川橋においても橋の下に工事用車両が入って、橋上に材料を供給することは可能でしょうか？</p>	<p>和賀川橋については、左岸側・右岸側ともに橋梁下へ工事用車両が進入して橋上に材料を供給することは可能です。</p> <p>衣川橋については、A2 橋台側は橋梁下へ工事用車両が進入して橋上に材料を供給することは可能です。A1 橋台側は橋台付近まで工事用車両で進入することは可能です。</p> <p>なお、実際の通行にあたっては、関係機関との協議が必要となります。</p>
2	<p>参考見積書の様式についてお伺いします。</p> <p>金抜設計書の番号 159～162 既設鋼桁照査 (LR) が見積対象となっておりますが、参考見積書の書式は「見積活用方式関係様式 4」に記入しご提出するのでしょうか？</p> <p>また、「見積活用方式関係様式 5」諸経費内訳書の「詳細設計」とある欄には、「詳細設計」と「既設鋼桁照査 (LR)」の合計値を記入するのでしょうか？</p> <p>ご教示いただきたく、お願い致します。</p>	<p>金抜設計書の番号 159～162 既設鋼桁照査 (LR) は「見積活用方式関係様式 4」に記入し提出してください。</p> <p>また、「見積活用方式関係様式 5」諸経費内訳書の詳細設計の欄には、「詳細設計」と「既設鋼桁照査 (LR)」の合計値を記入ください。</p>
3	<p>公告資料における積算工程は、令和 7 年で衣川橋（上下線）、令和 8 年で和賀川橋（下り線）、令和 9 年で和賀川橋（上り線）の順番で計画されていますが、提案内容としてこの順番を変えることは問題ないでしょうか。</p>	<p>提案内容として順番を変えることは認められません。特記仕様書 9-4 「交通規制の実施可能期間」に示す規制時期で計画してください。</p>